

京都市交通局管理規程 5-10（京都市交通局職員の給与の特例に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第1条から第3条までを削除する。

第4条第2項第1号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条を削除する。

第6条中「給料月額，調整手当の額，期末手当の額及び」を削る。

附 則

この改正規程は，平成18年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）